平成２７年（フ）第９２号
千葉市若葉区千城台西３丁目11番３棟201号
破産者　樋口　　孝
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２２２８号
東京都中央区日本橋人形町３丁目８番２号
破産者　エコ・デベロプメント株式会社
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25番地都営仙川アパート12―25
破産者　湯田ゆき子
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３０号
静岡市葵区常磐町３丁目５番16―203号
破産者　敏インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１３号
名古屋市緑区藤塚３丁目2225番地
破産者　山田　栄治
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５０号
愛知県春日井市勝川町１丁目１番地１
破産者　株式会社ギノス印刷
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６号
北海道河西郡芽室町西士狩北４線57番地15
破産者　株式会社井上物流
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７号
北海道河西郡芽室町西士狩北４線57番15
破産者　農事組合法人十勝川蔬菜生産組合
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
秋田県北秋田市綴子字古関83番地
破産者　株式会社ジーエムジャパン
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第７００号
神奈川県大和市大和東３丁目５番３号第１前田ビル２Ｆ
破産者　株式会社エバーホーム
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８１号
金沢市金石西２丁目25番24号
破産者　有限会社アサックインターナショナル
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３５２号
東京都港区芝浦２丁目２番15―905号
破産者　株式会社マーチャンダイジング・ソリューション
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第９０号
金沢市長町１丁目４番35号、商業登記簿上の本店所在地金沢市泉野出町１丁目６番２号
破産者　有限会社シーエス
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６７号
長野市大字南長野北石堂町1187番地
破産者　有限会社新陽堂
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
静岡県富士市大渕2318番地の22
破産者　株式会社東和電設
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５７号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の11ガーデンヒルズ富士見台Ｄ―202号、商業登記簿上の本店所在地静岡県富士市今泉2840番地の39
破産者　株式会社栄幸産業
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９４号
静岡県富士市大野41番地
破産者　株式会社あんしん住宅
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９５号
静岡県富士宮市野中846番地の１
破産者　有限会社サンセイ技建
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２１号
静岡県浜松市南区倉松町3954番地の２、前所在地静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目４番27号
破産者　エス・ディー・アイ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県加東市社1459番地
破産者　有限会社グレースエンタープライズジャパン
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２２号
和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦213番地の３
破産者　二洋建設株式会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第２６９号
高知県南国市後免町３丁目３番１号
破産者　高月ハイヤー株式会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係